



【写真】
スポーツパークかわち
「スポーツ教室」より

● 定例相談 ●

心配ごと相談

日時 5月1日(水) 午前10時~正午
場所 第2地区共同利用施設(福祉センター隣)
※弁護士相談(要予約)

教育相談

日時 月~金曜日 午前9時~正午(要予約)
場所 教育委員会事務局
問合せ先 ☎84-3322 ☎84-4730

成田空港に関する相談

日時 火~金・日曜日 午前9時~午後5時
【休み:月曜日(月が祝日の場合はその翌平日)土曜日、祝日、年末年始】
場所 河内町産業観光交流拠点施設
"かわち夢楽"1階
問合せ先 ☎0297-79-5815
0120-84-5013(フリーダイヤル)

交通事故相談

日時 月・水・木・金曜日
午前9時~正午 午後1時~4時45分
弁護士相談 第3水曜日
午後1時~4時(要予約)
場所 土浦合同庁舎 本庁舎2F
県南地方交通事故相談所
問合せ先 ☎029-823-1123

● 交通事故発生状況 ●

町内の交通事故2月発生状況

(累計)
発生件数(人身事故) 2件(3)
死者数 0人(0)
負傷者数 2人(3)
竜ヶ崎警察署調べ

● 戸籍の窓 ●

2月届出分
おめでた 1人 転入 24人
おくやみ 11人 転出 17人

● 人口・世帯 ●

令和6年3月1日現在
人口 7,955人 (-3)
男 3,952人 (-3)
女 4,003人 (0)
世帯数 3,402世帯(+2)

● TELガイド ●

| | | | |
|------------|----------|-----------------|----------|
| 役場 | ☎84-2111 | 教育委員会事務局 | ☎84-3322 |
| | ☎84-4357 | 農村環境改善センター | ☎84-2843 |
| 水道事務所 | ☎84-2361 | 福祉センター | ☎84-3699 |
| つつみ会館 | ☎86-2090 | 保健センター | ☎84-4486 |
| 地域包括支援センター | ☎60-4071 | 防災かわち (音声案内) | ☎84-2212 |
| 社会福祉協議会 | ☎84-2830 | シルバー人材センター | ☎84-5455 |

● 休日診療当番医(5月) ●

| | 稲敷地区 | 龍ヶ崎地区 |
|-----|---|---|
| 3日 | あみ東クリニック ☎029-889-8870 | 北竜台耳鼻咽喉科クリニック 福岡小児科医院 ☎95-3387 ☎66-3245 |
| 4日 | 美浦中央病院 ☎029-885-3551 | 龍ヶ崎大徳ヘルシークリニック いがらしクリニック ☎64-3133 ☎62-0936 |
| 5日 | 江戸崎病院 ☎029-894-2611 | 竜ヶ崎医院 吉澤胃腸内科医院 ☎62-0550 ☎66-0977 |
| 6日 | あみ泌尿器科クリニック 池田病院 ☎029-842-2200 ☎64-1152 | 秋本脳神経外科 ☎64-3311 |
| 12日 | 市川ファミリークリニック 菊地整形外科 ☎029-843-3301 ☎64-6111 | 根本医院 ☎62-3155 |
| 19日 | いなしきクリニック 村井医院 ☎029-892-3372 ☎62-3380 | 斎藤クリニック ☎64-3527 |
| 26日 | 印南クリニック 松本クリニック ☎029-834-2222 ☎62-4747 | 飯野クリニック ☎60-2323 |

※休日当番医は変更することがあります。診療を受ける際は、必ず電話でご確認ください。

県救急医療情報システム: 24時間お医者さんを探すことができます。

おとな救急電話相談 #7119 または 03-6667-3377
こども救急電話相談 #8000
救急医療情報システム ホームページ: <http://www.qq.pref.ibaraki.jp/>
携帯サイト: <http://qq.pref.ibaraki.jp/kt/>

● ごみ収集日(5月) ●

| 資源回収日 | 燃えないごみ収集日 |
|----------------------|---------------|
| A地区 14・28 C地区 7・21 | A地区 18 C地区 25 |
| B地区 2・16・30 D地区 9・23 | B地区 18 D地区 25 |
| 燃えるごみ収集日 | 粗大ごみの予約収集日 |
| 全地区 毎週月・水・金曜日 | 5月中の予約→6月1日 |

※5月3日(金)は収集しません



EAST PARK 2023 つつみ会館多目的広場

今シーズンも予約受付が始まりました!

今年も EastPark2023 (つつみ) にてバーベキューをお楽しみいただけるシーズンがきました。みなさんぜひご利用ください。
広場内にはトイレ、バーベキュー炉、洗い場、テーブル・ベンチ等の設備があり、下記のとおり利用することができます。

利用料

休憩等での利用は無料
バーベキュー等で利用する場合 **※要予約**

利用期間・時間

| 区分 | 東屋 (8人以内) | 大型東屋 (9人以上) | 区分 | 利用期間 | 利用時間 |
|-----|--------------|----------------|--------|--------|---------|
| 平日 | 1,100円 | 2,200円 | 休憩 | 通年 | 9時～16時 |
| 土日祝 | 1,500円 | 3,000円 | バーベキュー | 4月～11月 | 10時～15時 |

休場日

毎週月曜日 (月曜日が祝日の場合は翌日の火曜日)、年末年始

利用可能設備

○洗い場 ○トイレ ○テーブル・ベンチ ○コンセント
○バーベキュー炉 (鉄板・炭等含む **※要予約**)
※食材・食器等は各自ご用意ください

バーベキュー等を利用する場合は **※予約受付中**

予約申込先 かわち夢楽 ☎60-5111 ※10時～16時まで

予約受付期間 ご利用予定日の1週間前まで
※キャンセル等は必ず前日までに電話にてご連絡ください

その他施設等に関する問合せ先 つつみ会館 ☎86-2090



スポーツパークかわちがオープンしました!

みずほ分庁舎グラウンドに、サッカーやフットサル、グラウンドゴルフ等多目的なスポーツで利用できる「スポーツパークかわち」がオープンしました。

グラウンドは人工芝となっており、サッカーゴール、ベンチ等の設備が完備されています。みなさんぜひご利用ください。

利用料 (1時間あたり)

| 区分 | 片面 | 全面 |
|--------------|--------|--------|
| 稲敷市内・稲敷郡内居住者 | 550円 | 1,100円 |
| 稲敷市外・稲敷郡外居住者 | 1,100円 | 2,200円 |

利用期間・時間

| 期間 | 時間 |
|--------|------------|
| 5月～10月 | 9:00～17:00 |
| 11月～4月 | 9:00～16:00 |

休場日

毎週月曜日、祝日、年末年始

付帯設備等

○駐車場51台 ○トイレ ○サッカーゴール
※ボール等のレンタルはございませんので各自ご用意ください

スポーツパークかわちを利用する場合は **※予約受付中**

予約申込先 河内町農村環境改善センター ☎84-2843
※8時30分～17時15分まで
※キャンセル等は必ず前日までに電話にてご連絡ください

その他施設等に関する問合せ先 河内町教育委員会事務局生涯学習G ☎84-3322



2周年記念感謝祭!

4月21日(日) 9:00～15:00
河内町産業観光交流拠点施設「かわち夢楽」

来場者特典

ひと家族おひとつ限り **なくなり次第終了**

来場者プレゼント

- ①紅白お餅
- ②以下いずれかひとつ
 - ・便利なザル付きタッパー容器
 - ・かわち夢楽オリジナルタオル
 - ・e-WASH (スーパーアルカリイオン水) 60ml



お買い得100円タイムセール: 先着100名様

ひと家族おひとつ限り

- 10:00～ 精米コシヒカリ真空パック300g「オコメール」
- 11:00～ 納豆(3カップ)
- 13:00～ れんこん(約450g)
- 14:00～ たまご1パック

ドキドキ抽選会

なくなり次第終了

当日のお買い上げ500円ごとに1回チャレンジできます。

おたのしみ縁日コーナー

おいしい楽しい キッチンカー・模擬店の出店



※イベント内容等は予告なく変更となる場合があります。予めご了承ください。
※当日は、混雑が予想されるためレンタサイクルの貸し出しはいたしません。予めご了承ください。
※当日、かわち夢楽の駐車場は一部ご利用になれません。混雑が予想されますので、かわち夢楽から南側方面の旧パチンコ店駐車場の臨時駐車場をご利用ください。

◆問合せ先 まちづくり推進課 ☎84-6976
かわち夢楽 営業時間 9:00～18:00 ☎60-5111

☆町民ゴルフ大会
参加者募集

- ◆開催日 5月28日(火)
- ◆会場 ニッソーカントリークラブ
- ◆主催 河内町スポーツ協会
- ◆協力 河内町 河内町スポーツ協会ゴルフ部
- ◆参加資格 町内に居住している方(学生は除く)または町内に勤務している方
- ◆その他 詳細につきましては、4月上旬頃に回覧予定のチラシをご覧ください。
- ◆問合せ先 教育委員会事務局生涯学習グループ ☎84・3322

☆紙おむつ等購入費の一部を助成します

- ◆対象者 町内に在宅で生活し、要介護認定を受け、常時おむつの使用が必要な状態にあり、①か②に該当する方
- ①75歳以上の方
- ②65歳から74歳までの住民税が非課税の方

◆助成額 1か月3,000円まで

- ◆申請方法 購入した際のレシートまたは領収証、対象者の振込先の通帳等を持参のうえ、福祉課にて申請してください。
- ◆申請期日(本年度)
 - ①4月から6月購入分(第一四半期)
 - ②7月から9月購入分(第二四半期)
 - ③10月11日(金)締切 ※10月11日(金)締切
 - ④10月から12月購入分(第三四半期)
 - ※令和7年1月10日(金)締切
 - ④1月から3月購入分(第四四半期)
 - ※令和7年3月31日(月)締切
- ◆問合せ先 福祉課 ☎84・6981



相続登記が義務化されました。

「相続登記がされない」などの理由から所有者が不明な土地が増え、土地の利活用の妨げとなったり、土地が管理されず隣接地に悪影響を及ぼしたり様々な問題が生じていることから、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

相続により不動産を取得した人は、そのことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければいけないことになりました。

(過去に相続し相続登記が済んでいないものも、施行日から3年以内の登記の申請が義務付けられています。)

なお、正当な理由なく申請を怠ったときは、10万円以下の過料の適用対象となります。



- ◆農地法に関する問合せ先 農業委員会事務局 ☎84・6975
- ◆相続登記に関する問合せ先 水戸地方法務局不動産登記部門 ☎029・221・5130

☆茨城県最低賃金が改訂されました

茨城県最低賃金は、令和5年10月1日から時間額953円(4.2円引上げ)に改定されました。

年齢やパート、学生アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、県内で働くすべての労働者に適用されます。

詳しくは、茨城労働局賃金室(電話029・224・6216)又は、最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

- 1 専門家による無料相談窓口 茨城働き方改革推進支援センター ☎0120・9711728
- 2 業務改善助成金 お問合せは、右記センターまたは、業務改善助成金コールセンター ☎0120・366440

☆軽自動車税(種別割)の減免申請のお知らせ

令和6年度軽自動車税(種別割)の減免申請を次のとおり受付けます。

昨年度申請をして減免を受けている場合でも、毎年申請が必要となりますので、忘れずに申請してください。

- ◆対象となる軽自動車
 - ・身体または精神に障害を有する者が所有する軽自動車等
 - ・障害を有する者の家族が所有し、専ら障害者等のために使用する軽自動車等
 - ・構造が専ら障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等
- ◆申請期間 4月22日(月)から5月31日(金)まで ※土・日、祝日を除く
- ◆受付場所 税務課
- ◆持参するもの
 - ・身体障害者手帳(療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳)
 - ・自動車検査証
 - ・運転免許証



納税義務者のマイナンバーカードまたは通知カード軽自動車税種別割納税通知書(5月中旬に発送しますので、それ以前に申請される方は不要です)

◆留意点

- ・障害の区分や等級によっては対象とならない場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。
- ・普通車で減免を受けている方は申請できません。(障害者1人につき1台)
- ・申請期間終了後、また納税後の手続きはできませんのでご注意ください。
- ・身体障害者手帳等は4月1日までに交付されたものが必要となります。

- ◆問合せ先 税務課軽自動車税担当 ☎84・6971

☆合併浄化槽設置の補助制度について

生活排水等による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置に要する費用を補助します。

◆補助対象者

- ・浄化槽処理促進区域において、補助の対象となる浄化槽を設置する事業を行う方
- ※ただし、左記に該当する方は、補助の対象となりません。
 - 建築基準法に基づく確認の申請または浄化槽法に基づく設置届出を行っていない方
 - 販売の目的で浄化槽付き専用住宅を建築する方
 - 専用住宅または敷地を借りている方で、浄化槽設置に関して賃貸人の承諾が得られない方
 - 町税等を滞納している方(生計同一者を含む)
 - 以前に補助金を受け、浄化槽を設置したことのある方
 - 令和7年2月末までに浄化槽設置工事の完了見込みがない方
 - 既設の合併処理浄化槽を更新する方

◆補助対象浄化槽

環境配慮型浄化槽(霞ヶ浦流域については、高度処理型浄化槽に限る)

一般社団法人浄化槽システム協会のホームページに適合機種・仕様等一覧表が掲載されています。

※流域の別は、町ホームページからご確認出来ます。

◆受付日時

令和6年4月1日(月)から(閉庁日を除く)午前9時から午後5時まで(正午～午後1時を除く)

※予算の枠を超えた時点で受付終了となります。

※申請時において、添付書類に不備があった際は受付できません。

◆受付場所

上下水道課(水道管理事務所)

◆その他

補助額および申請書類等については、町ホームページをご覧ください。

◆問合せ先

上下水道課 ☎84・2361

☆外国人を雇用するみなさんへのお願いです

来日外国人不法就労・不法滞在防止対策を強化しています。不法滞在外国人による太陽光発電施設関連窃盗事件、自動車窃盗関連犯罪、薬物犯罪及び無免許運転等が発生し、県民の財産が侵害され、生命・身体も脅かされています。外国人を雇用する方は、雇用時における身分確認(在留資格・期限、就労制限の有無)の徹底をお願いします。また、巡回連絡へのご協力や防犯アプリの活用などディフェンス力向上にも努めていただくようお願いいたします。

◆問合せ先

茨城県竜ヶ崎警察署 ☎62・0110



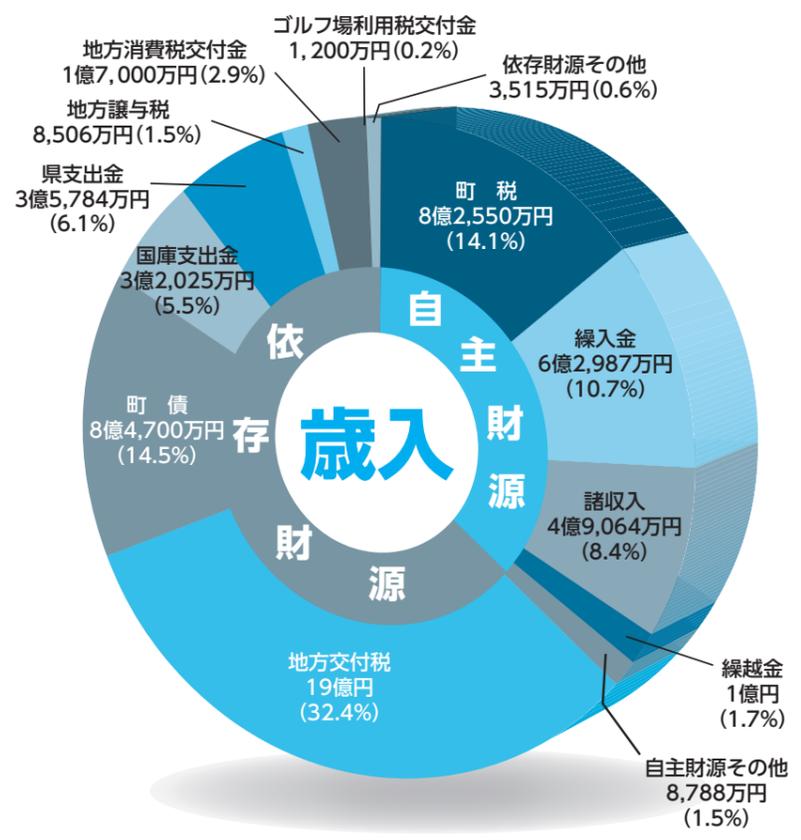


令和6年度

河内町の予算の概要をお知らせします

◆問合せ先 企画財政課 ☎ 84-6970

【町民一人当たりの町税額】
約10.4万円
【町民一人当たりの歳出額】
約73.7万円
(令和6年3月1日現在7,955人)



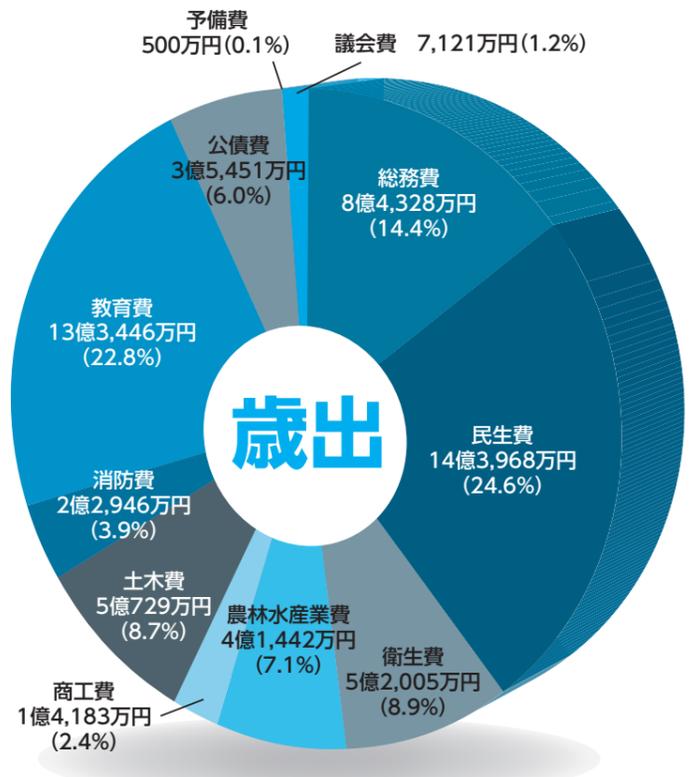
町税内訳

| | |
|-------|-----------|
| 町民税 | 3億4,270万円 |
| 固定資産税 | 3億9,400万円 |
| 軽自動車税 | 3,880万円 |
| たばこ税 | 5,000万円 |

自主財源その他内訳

| | |
|-----------|---------|
| 分担金および負担金 | 427万円 |
| 使用料および手数料 | 2,320万円 |
| 財産収入 | 31万円 |
| 寄附金 | 6,010万円 |

- ◆議会費 7,121万円
- ◆総務費 8億4,328万円
 - 総務管理費 6億3,513万円
 - 徴税費 8,840万円
 - 戸籍住民基本台帳費 1億1,420万円 など
- ◆民生費 14億3,968万円
 - 社会福祉費 10億3,990万円
 - 児童福祉費 3億9,912万円 など
- ◆衛生費 5億2,005万円
 - 保健衛生費 3億1,892万円
 - 清掃費 2億 113万円
- ◆農林水産業費 4億1,442万円
- ◆商工費 1億4,183万円
- ◆土木費 5億 729万円
 - 土木管理費 4,381万円
 - 道路橋りょう費 2億4,942万円
 - 都市計画費 2億 289万円 など
- ◆消防費 2億2,946万円
- ◆教育費 13億3,446万円
 - 教育総務費 1億7,392万円
 - 義務教育学校費 1億4,340万円
 - 社会教育費 8億9,533万円
 - 保健体育費 6,526万円 など
- ◆公債費 3億5,451万円
- ◆予備費 500万円



今年度の一般会計予算は 58億6,119万円

令和6年度の河内町予算が成立しましたのでお知らせします。一般会計予算の総額は58億6,119万円です。前年度と比較して3億7,326万円(6.0%)の減となっております。(千円以下を端数処理していますので、増減率は調整してあります)限られた財源を最大限活用し、町民ニーズを的確に捉えた予算編成を行いました。

〔一般会計歳入〕
一般会計の歳入構成については、町税、地方交付税で歳入全体の46.5%を占めており、続いて町債14.5%、繰入金10.7%、諸収入8.4%の順になっています。前年度当初予算と比較すると地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金が増額となり、一方で諸収入、町債が減額となっています。

町税予算額は、8億2,550万円です。前年度比0.3%減となりましたが、前年度とほぼ同額を見込みました。また、たばこ税については、喫煙人口の減少により減額が見込まれますが、前年度実績を踏まえ計上したものです。

なお、本町の大きな収入源となっている地方交付税については、令和6年度地方財政計画の概要による増額を見込み、前年度比2.7%増の19億円を計上しました。

〔一般会計歳出〕
歳出予算については、最も構成比の高いものは民生費の24.6%で、以下教育費22.8%、総務費14.4%の順となっています。

前年度当初予算と比較すると総務費、教育費等が増額となり、一方で民生費、商工費等が減額となっています。

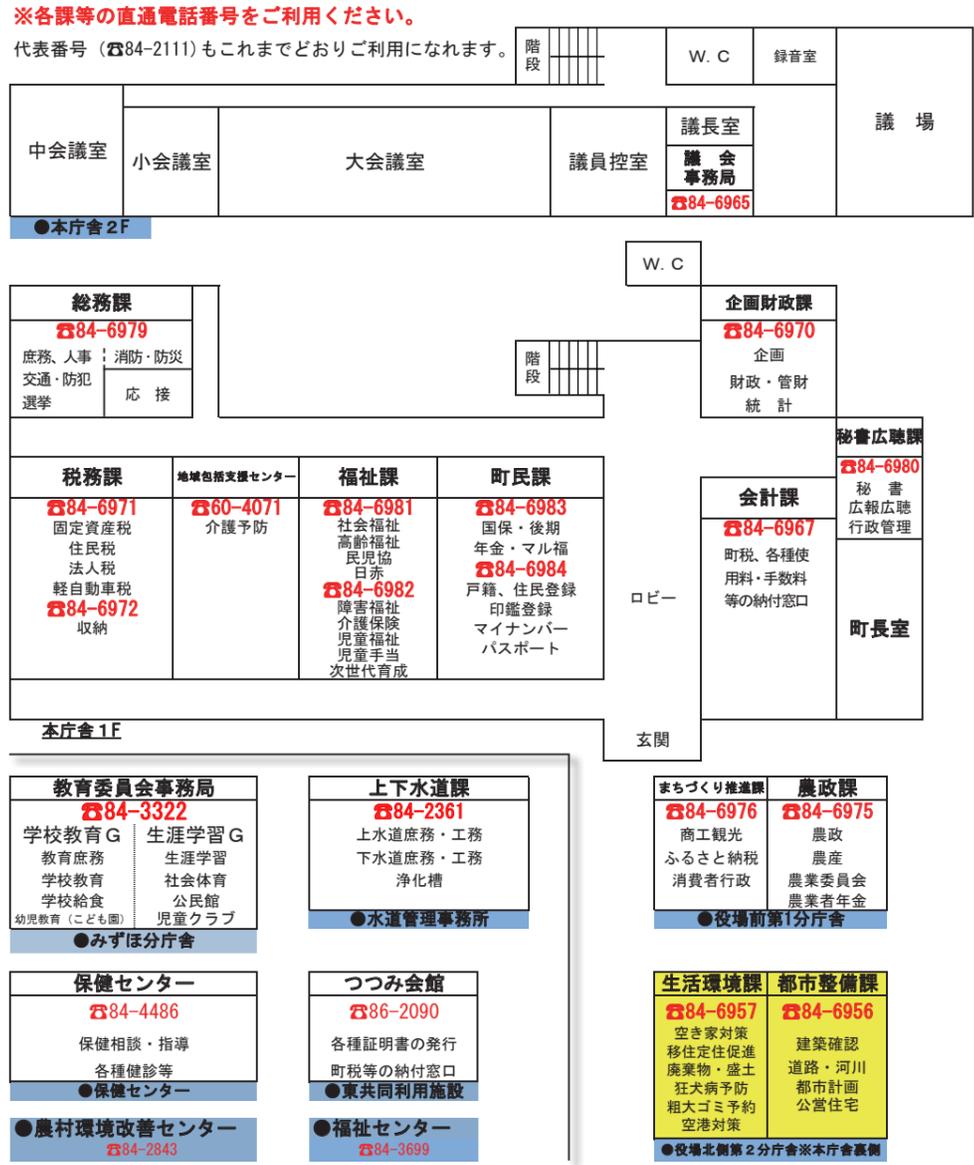
今年度の主要事業としては、中央公民館建設事業、スポーツパークかわち照明整備事業を計上しています。また、新庁舎検討委員会からの答申を受け、新庁舎建設基本計画策定支援業務委託料を計上し、具体的に検討してまいります。

なお、生活環境改善事業(民家防音)、コミュニティバス運行事業、次世代育成支援金、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業等についても引き続き計上しています。



令和6年4月1日から
役場の組織が一部変わります

機構改革後の各課の配置等



【機構改革の概要】
 住民サービスの向上と事務事業の効率化を図るため、機構改革を行いました。
 内容は、都市整備課を分離して生活環境課を新設し、環境衛生に関すること、空き家
 対策、移住定住の促進に関することおよび空港対策に関することを担当することになり
 ました。新たな各課の配置および主な担当事務についてお知らせします。

令和6年度の主な事業

| | | | |
|--|--|---|--|
| Iーひと | | IIーしごと | |
| 教育、人材育成、定住促進・豊かな暮らしづくり、文化・スポーツ | | 地域革新、産業づくり、農業戦略、交流社会 | |
| 学校教育 ・スクールバス運行事業 6,633万円 ・入学賞賜金（ランドセル・体操服等） 380万円 ・中学生英語研修事業 478万円 ・新中学一年生制服購入費補助金 90万円 青少年の健全育成 ・子ども教室推進費 183万円 定住促進 ・定住促進・移住支援事業 1,160万円 伝統文化・地域文化 ・中央公民館建設事業 7億9,439万円 ・かわちドリームフェスティバル 4,031万円 ・つつみ会館及びパーベキュー施設管理業務委託 935万円 スポーツ ・スポーツパークかわち照明整備事業 4,900万円 | | 農業の振興 ・水田農業構造改革対策等町単独奨励金 8,118万円 ・農業用機械導入支援補助金 1,000万円 ・多面的機能支払交付金 1億2,260万円 ・町ブランド化支援事業 600万円 商業の振興 ・町商工会補助金（プレミアム商品券等） 3,500万円 ・信用保証料補給金 50万円 観光 ・産業観光交流拠点施設指定管理料 2,100万円 ・町PR活動事業補助金 773万円 | |
| IIIーまち 福祉、まちの拠点づくり、安心・安全、生活環境・交通インフラ整備 | | | |
| 地域福祉 ・町社会福祉協議会補助金 3,773万円 児童福祉 ・子ども・子育て支援事業計画策定業務 401万円 ・次世代育成支援金 953万円 ・ネイティブインストラクター配置事業 900万円 高齢者福祉 ・シルバー人材センター運営補助金 500万円 ・福祉タクシー 192万円 ・介護用品購入補助金 144万円 障害者福祉 ・障害福祉サービス費 2億5,195万円 ・障害児施設給付費 1,746万円 ・自立支援医療更生医療費 600万円 保健・医療 ・医療福祉費（マル福） 5,786万円 ・定期予防接種委託（新型コロナ予防接種等） 3,958万円 ・健康づくり推進事業（基本健診等） 1,117万円 ・公的病院運営費 300万円 ごみ処理 ・龍ヶ崎地方塵芥処理組合分担金 1億3,956万円 | | ・塵芥処理収集業務委託 2,350万円 ・新清掃工場関連施設分担金 80万円 し尿処理 ・龍ヶ崎地方衛生組合分担金 2,873万円 ・合併処理浄化槽設置整備事業費補助金 1,846万円 消防・防災 ・稲敷地方広域市町村圏事務組合消防費負担金 1億5,859万円 ・庁舎特別負担金 696万円 ・車両特別負担金 614万円 航空機騒音対策 ・生活環境改善事業（民家防音工事） 5,000万円 ・生活環境改善事業（民家防音維持管理） 5,570万円 ・航空機騒音地域事業 1,680万円 生活・道路・交通 ・町道整備事業（維持補修、新設改良） 2億167万円 ・橋りょう長寿命化修繕計画策定業務 1,453万円 ・コミュニティバス運行事業 1,160万円 ・新庁舎建設基本計画策定支援業務委託 1,266万円 ・都市計画マスタープラン策定業務委託 577万円 | |

【令和6年度予算総括】

| 会 計 区 分 | 令和6年度 | 令和5年度 | 比較 | 増減率 (%) |
|---------|--|---|--|--|
| 一 般 会 計 | 58億6,119万円 | 62億3,445万円 | 3億7,326万円 | △6.0 |
| 特 別 会 計 | ◇国民健康保険特別会計 10億8,579万円 ◇介護保険特別会計 12億4,666万円 ◇介護サービス事業特別会計 1,241万円 ◇後期高齢者医療特別会計 1億5,802万円 ◇水道事業会計 収益の収入及び支出 2億3,822万円 資本的収入 0万円 資本的支出 1億982万円 | 11億1,841万円 12億9,813万円 1,134万円 1億4,028万円 2億5,188万円 0万円 8,753万円 | △3,262万円 △5,147万円 107万円 1,774万円 △1,366万円 0万円 2,229万円 | △2.9 △4.0 9.4 12.6 △5.4 0.0 25.5 |
| 等 | ◇下水道事業会計 収益の収入 2億2,018万円 収益の支出 2億2,018万円 資本的収入 7,702万円 資本的支出 1億5,792万円 | 2億6,793万円 2億6,376万円 1億2,418万円 2億784万円 | △4,775万円 △4,358万円 △4,716万円 △4,992万円 | △17.8 △16.5 △38.0 △24.0 |

～ごみの削減と地球温暖化防止に向けて～ 使用済み食用油(天ぷら油)の回収に ご協力をお願いします！

昨年4月から町民の皆様にご協力いただき、家庭から出る使用済み天ぷら油の回収事業を実施しており、今年度も引き続き回収事業を行います。

過去1年間に町内で回収された使用済み天ぷら油は約480ℓで、1か月の平均は約40ℓとなります。

回収された使用済み天ぷら油は、牛久市で地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量をゼロとみなすことができる、軽油代替の「バイオディーゼル燃料」として生まれ変わります。

ごみの削減及びカーボンニュートラルな地域づくりに向けて、使用済み天ぷら油の回収に更なるご協力をお願いします。



**回収対象となる
食用油**

- ・サラダ油
- ・ごま油
- ・オリーブオイル
- …など植物性のもの
- ※未使用の食用油も可

**ラードなどの動物
性の油やエンジン
オイルなどの油は
回収できません！**

出し方

- ①揚げかすを取り除き、油を冷やす
- ②よく洗ったペットボトル(500ml)に注ぐ
- ③しっかりフタを閉める
- ④回収ボックスにペットボトルごと入れる

回収場所及び受入時間

- ①福祉センター 正面玄関内
[受入時間] 8時30分から17時00分
(土日祝日を除く)
- ②河内町役場本庁舎
[受入時間] 8時30分から17時00分
- ③農村環境改善センター 玄関内
[受入時間] 8時30分から17時00分
(月曜祝日を除く)
- ④つつみ会館 玄関内
[受入時間] 8時30分から17時00分
(土日祝日を除く)

問合せ先 生活環境課 ☎84-2111(代表)

令和6年4月から介護保険料が変わります。 ～介護保険は『助け合いの精神に基づく社会の仕組み』です～

当町の介護保険について、令和6年度から令和8年度までの3年間の介護保険サービスの確保、見込み量の検討から保険料を定めた第9期介護保険事業計画が策定されました。

◎介護保険料の見直しが必要な主な理由について

1. 要介護認定者の状況
高齢化の進行に伴い要介護認定者数が高い水準で推移しており、現在は約650人、令和8年度には約670人となる見込みです。
2. 介護保険サービスの利用者及び利用量の増加と要介護度重度化の進行
更なる高齢化に伴う介護保険サービスの利用量増加や要介護の重度化が顕著となっており、在宅から施設に移られる方が増えている為、今回の計画(3年間)では、介護保険サービス費用の合計が約36億円となる見込みです。

◎保険料の決定方法について

第1号被保険者の保険料は、介護保険事業計画に基づく3年間(今回は令和6年度～令和8年度まで)に提供される介護保険サービス費用見込みの23%を、第1号被保険者の人数で割った額が基準額として算定されます。

$$\text{保険料基準額} = \frac{\text{河内町介護保険サービス費用の23\% (65歳以上の負担割合)}}{\text{河内町の第1号被保険者数 (65歳以上の方)}}$$

76,800円(年額)

※今期につきましては前期より1,300円減額となりました。

個人の保険料については、世帯の市町村民税課税の有無や本人の所得などに応じて以下の保険料基準額から算定し負担して頂くことになります。

※年金の額に応じて算定するものではなく、給料や農業などの所得も含め算定されます。

※今期より保険料段階が9段階より13段階へ変更となり、第1段階から第3段階の軽減率が変わりました。

| 段階 | 対象者 | 保険料率(軽減前) | 保険料年額(軽減前) |
|-------|---|--|----------------------|
| 第1段階 | 市町村民税非課税世帯 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | ※国の軽減政策により 基準額×0.285 (基準額×0.455) | 21,800円 (34,900円) |
| 第2段階 | 市町村民税非課税世帯 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 | ※国の軽減政策により 基準額×0.485 (基準額×0.685) | 37,200円 (52,600円) |
| 第3段階 | 市町村民税非課税世帯 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方 | ※国の軽減政策により 基準額×0.685 (基準額×0.69) | 52,600円 (52,900円) |
| 第4段階 | 市町村民税本人非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.9 | 69,100円 |
| 第5段階 | 市町村民税本人非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方 | 基準額 | 76,800円 |
| 第6段階 | 市町村民税本人課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 基準額×1.2 | 92,100円 |
| 第7段階 | 市町村民税本人課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 基準額×1.3 | 99,800円 |
| 第8段階 | 市町村民税本人課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 基準額×1.5 | 115,200円 |
| 第9段階 | 市町村民税本人課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 | 基準額×1.7 | 130,500円 |
| 第10段階 | 市町村民税本人課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 | 基準額×1.9 | 145,900円 |
| 第11段階 | 市町村民税本人課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 | 基準額×2.1 | 161,200円 |
| 第12段階 | 市町村民税本人課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 | 基準額×2.3 | 176,600円 |
| 第13段階 | 市町村民税本人課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方 | 基準額×2.4 | 184,300円 |

◆問合せ先 福祉課介護保険係 ☎84-6982

◇日常生活用具の給付・貸与

| | |
|-----|---|
| 対象者 | 在宅において自力で日常生活を営むことが困難な重度の身体障害者(児)、心身障害者(児)、または難病等にかかっており一定の条件を満たす者。(介護保険制度など他法が優先されるものがあり、障害の種類・等級等に一定の条件があります) |
| 種類 | 盲人時計、特殊マット、自動消火器、人工喉頭、ストマ用具、点字器、聴覚障害者用屋内信号装置、動脈血中酸素飽和度測定器等 |
| 費用 | 基準額の1割負担となります。(世帯の課税状況により、ひと月の上限額が決定されます) |

◇福祉手当の支給

| | | |
|----------|------|--|
| 特別児童扶養手当 | 対象者 | 心身または精神に障害のある20歳未満の児童を在宅で監護している父母、または養育者。(障害の種類・等級等に一定の条件があります) |
| | 支給額 | 1級/月額55,350円 2級/月額36,860円 |
| | 支給制限 | 受給者とその扶養義務者について一定以上の所得があった場合は支給されません。なお、児童が福祉施設等に入所している場合や児童が障害による公的年金を受けるときは支給されません。 |
| 特別障害者手当 | 対象者 | 在宅で、常時特別な介護を要する20歳以上の最重度の障害のある者で、かつ、最重度の障害が重複している者等。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。例：身体障害者手帳上肢機能障害1級かつ療育手帳 ^㉑ など) |
| | 支給額 | 月額28,840円 |
| | 支給制限 | 受給者、扶養義務者の所得が限度額以上の場合は支給されません。施設に入所しているとき、または医療機関等に3か月を超えて入院しているときは支給されません。 |
| 障害児福祉手当 | 対象者 | 在宅で、常時介護を要する20歳未満の重度の障害のある児童。(障害の種類・等級等に一定の条件があります) |
| | 支給額 | 月額15,690円 |
| | 支給制限 | 受給者、扶養義務者の所得が限度額以上の場合は支給されません。障害による公的年金を受けるとき、または施設に入所しているときは支給されません。 |
| 福在宅障害者当児 | 対象者 | 心身に障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者。(障害の種類・等級等に一定の条件があります) |
| | 支給額 | 月額3,000円 |
| | 支給制限 | 施設に入所しているとき、または障害児福祉手当を受給しているときは支給されません。 |
| 支難病援患者費者 | 対象者 | 難病患者であって河内町に居住している者(茨城県から発行された指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証または先天性血液凝固因子障害等医療受給者証を保持している者) |
| | 支給額 | 月額3,000円 |

◇自動車税・自動車取得税の免除

| | |
|----|--|
| 条件 | 心身に障害のある者が使用(所有)する自動車、もしくはその者と生計を一にする者が使用(所有)する自動車などで、一定の条件を満たす場合に対象となります。(障害者1人につき1台) |
|----|--|

◇有料道路通行料金の減免

| | |
|----|---|
| 条件 | 身体障害者本人が運転するか、重度の身体障害者・知的障害者が乗車し介護者が運転する車が、有料道路を利用する際に通行料金が半額免除となります。 |
|----|---|

◇NHK受信料の減免

| | |
|----|--|
| 条件 | 身体障害者・知的障害者・精神障害者が属する世帯で、その世帯全員が町民税非課税である場合は全額免除。視覚障害者・聴覚障害者が世帯主の場合や身体障害者・知的障害者・精神障害者のうち重度の障害者が世帯主の場合は半額免除となります。 |
|----|--|

障害福祉サービス・制度のお知らせ

◆問合せ先◆ 福祉課 障害福祉係 ☎84-6982

障害のある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています。(主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがありますので、ホームページをご覧ください)

これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要で、本人・家族の課税状況等に応じて、費用の一部負担がある場合や、サービスが受けられない場合もあります。

詳しくは、福祉課障害福祉係までご相談ください。

◇手帳制度

| | | |
|----------|------|--|
| 身体障害者手帳 | 対象者 | 視覚、聴覚、平衡機能、音声言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能および小腸機能、肝臓機能に永続する障害がある者。 |
| | 内容 | 障害の程度により手帳の等級には1級～6級までの区分があります。同一等級の障害が2つ以上ある場合、手帳は一級上になる場合があります。 |
| | 支援内容 | 補装具・日常生活用具の給付、税金の控除および減免等。(障害の種類・等級等に一定の条件があります) |
| 療育 | 対象者 | 児童相談所(18歳未満)、または茨城県福祉相談センター(18歳以上)において知的障害者と判断された者。(知的機能の障害が、おおむね18歳までにあらわれた者) |
| | 内容 | IQ等の判定により、 ^㉑ (最重度)、A(重度)、B(中度)、C(軽度)の区分があります。 |
| 手帳 | 支援内容 | 特別児童扶養手当の受給(20歳未満)、障害児福祉手当の受給(20歳未満)、在宅障害児福祉手当の受給(20歳未満の障害児福祉手当未受給者)、税金の控除および減免、医療福祉費支給制度の適用等。 |
| | 有効期限 | 療育手帳に記載されている次の判定年月まで。(更新には再判定が必要となります) |
| 精神保健福祉手帳 | 対象者 | 精神の疾患により、日常生活や社会生活に制約がある者。 |
| | 内容 | 1級～3級まであります。1級および2級は国民年金の障害基礎年金の1級および2級とほぼ同程度です。 |
| | 支援内容 | 税金の控除および減免、県立施設入場料の減免等。 |
| | 有効期限 | 2年間(更新が必要な時には有効期限の切れる3か月前から更新申請ができます) |

◇障害者総合支援法・児童福祉法

| | | |
|----------------------|----|--|
| サ障 一害 ビ福 ス社 | 内容 | 身体・知的・精神に障害のある者(手帳所持者)、または難病等にかかっており一定の条件を満たす者に対して、ホームヘルパーの派遣・デイサービス・短期入所の利用、施設等への入所・通所による訓練等のサービス。(介護保険制度など他法優先となります) |
| | 費用 | 利用料の1割負担となります。(世帯の課税状況により、ひと月の上限額が決定されます) |
| 所障 支 児 援通 | 内容 | 身体・知的・精神に障害のある児童、または療育の必要性がある児童に対して、施設等への通所による訓練等のサービスなど。 |
| | 費用 | 利用料の1割負担となります。(世帯の課税状況により、ひと月の上限額が決定されます) |
| 医自 立支 療援 | 内容 | 身体障害の育成・更生に必要な医療や、精神疾患の治療を受けるため通院している方の医療費の助成。 |
| | 費用 | 医療費が1割負担となります。(世帯の課税状況により、ひと月の上限額が決定されます) |

◇補装具の購入・修理

| | |
|-----|---|
| 対象者 | 身体障害者手帳の交付を受けている者、または難病等にかかっており一定の条件を満たす者で、その障害の程度に応じた判定の結果、補装具が必要と認められた者。(介護保険制度など他法優先となります) |
| 種類 | 視覚障害：盲人安全杖、義眼等。聴覚・言語機能障害：補聴器等。肢体不自由：義肢、装具、車いす等。 |
| 費用 | 基準額の1割負担となります。(世帯の課税状況により、ひと月の上限額が決定されます) |

民間自治功労者表彰を受賞

2月20日(火)、茨城県市町村会館にて茨城県町村会町村自治功労者表彰式が行われ、篠田孝さんが民間自治功労者表彰を受賞されました。

篠田さんは、平成23年6月から民生委員児童委員に就任し、永きにわたり高齢者、障がい者、生活困窮者等の相談援助活動に努めてきました。平成28年6月からは町民生委員児童委員協議会の会長として、そして平成30年3月から令和5年2月までは、茨城県民生委員児童委員協議会評議員を兼任しました。

また、平成24年6月より龍ヶ崎地区交通安全協会河内支部の会員となり、令和元年には副支部長に就任しました。

長年にわたり、幅広い分野で河内町のために尽力したことが認められ、今回の受賞となりました。おめでとうございます。



受賞された篠田孝さん

清掃大作戦を実施

3月3日(日)、河内町清掃大作戦が町内各地区で実施されました。当日は早朝から多くの方が参加し、道路脇に散乱する空き缶やゴミを拾いました。今回の清掃では、可燃ゴミ670キロ、不燃ゴミ1,340キロが集められました。

参加者の皆さん、ご協力ありがとうございました。今後も私たちの町をきれいにするためご協力をお願いします。



駐在さんが代わりました

◆金江津駐在所◆

氏名 宮野 豊彦
住所 金江津 5112-1
電話 86-2542



◆長竿駐在所◆

氏名 長 和彦
住所 長竿 3648
電話 84-0110



「河内町暮らしの便利帳」発行のお知らせ

株式会社サイネックスとの官民協働事業により「河内町暮らしの便利帳」を令和6年7月に発行する予定です。

この暮らしの便利帳は、町の各種手続き等に関する行政情報、イベント等の地域の情報を掲載する保存版の冊子で、町内の世帯に配布されます。

◆問合せ先 秘書広聴課 ☎ 84-6980

スポーツパークかわちにて竣工式が行われました

3月3日(日)、みずほ分庁舎グラウンドに「スポーツパークかわち」が完成し、竣工式とスポーツ教室が開催されました。

式典後、元日本代表で鹿島アントラーズで活躍した青木剛さんと鹿島アントラーズFCスクールコーチの方々によるサッカー教室やグラウンドゴルフの競技が行われました。サッカー教室に参加したみなさんは、青木さんと一緒にプレーを楽しんだり、アドバイス等を真剣に聞いたりして教室に参加していました。グラウンドゴルフ部のみなさんは、人工芝の感触を確かめながら、楽しく活動していました。

みなさん、ぜひご利用ください。



かわち学園で卒業証書授与式

3月11日(月)、かわち学園にて卒業証書授与式が行われ、48名が卒業しました。卒業生たちは、みんなで過ごした思い出と未来への希望を胸に卒業証書を受け取っていました。学校生活を共にした後輩たちに見送られながら、涙と笑顔で別れを告げました。

卒業生のみなさん、ご卒業おめでとうございます。これからの活躍を期待しています。



認定かわちこども園で卒園式

3月23日(土)、河内町立幼保連携型認定かわちこども園で卒園式が行われ、28名が卒園しました。

新設こども園になって初めての卒園式となりました。式では、元気で立派に成長した姿を披露しました。園児たちの姿を保護者のみなさんや職員が、優しい表情で見ているのがとても印象的でした。

こども園で学んだことを忘れずにこれからも頑張ってください。



IT相談員より無料相談会&スマホ教室のお知らせ

7月より町内各所で開催のスマホ教室、よろず相談では、令和5年度はのべ300名以上のご利用がありました！

4月からは以下スケジュールで行いますので、お友達を誘ってぜひご利用くださいね！！

■生板集学校（旧生板小学校）：月曜日 10時～16時

■役場本庁舎1F：木曜日 9時～12時



【スマホ教室・よろず相談で解決したトラブル一部紹介】

- ・新着メッセージはないのに、アプリの新着マークが消えない
→スマホの再起動で解決
- ・登録してある電話帳が検索しても出てこないものがある
→電話帳の編集で名前にフリガナを登録して解決
- ・スマホを使っていると、いつも変な表示がかぶさって出てくる
→迷惑アプリを削除（アンインストール）して解決



◆問合せ先 IT相談員 鈴木 ☎080-7241-9519



河内町高齢者タクシー運行中！！



70歳以上の方で、次の①か②に該当する方を対象に、1か月6回までの利用を上限にタクシー運賃の一部（最大1,500円/1回）を助成します。 ※要申請

- ①自動車の運転免許証をお持ちでない方
- ②何らかの理由で自動車を利用できない方

◆問合せ先 福祉課 ☎84-6981

俳句

～かわち俳句会～

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|------|--------------|------|--------------|-------|-------------|-------|--------------|-------|---------------|------|-------------|------|--------------|------|-------------|-------|
| 春一番首定まらぬ風見鶏 | 田中康夫 | ざごちなく開く折傘春の雨 | 遠藤正雄 | 大鉢にたつぷり盛りて蜆汁 | 神崎かずお | たそがれは追憶の色落椿 | 野田美智子 | 桜もち三ヶで足りる核家族 | 大野志げ子 | 起重機の首振るたびに風光る | 篠原富子 | ぼってりと唇厚し八重椿 | 石毛節子 | 椿落つ五弁のままの音重ね | 寺田節子 | 春耕や愛用の鍬出番です | 宮澤由紀江 |
|-------------|------|--------------|------|--------------|-------|-------------|-------|--------------|-------|---------------|------|-------------|------|--------------|------|-------------|-------|

かわち学園にご入学おめでとうございます



JA 稲敷農業協同組合から交通安全帽子、常陽銀行竜崎支店からは防犯ブザーをかわち学園に入学する新1年生全員に寄贈していただきました。この取り組みは、地域の子もたちが、安全に登下校できるように願いを込めて、毎年行われています。ご厚意に感謝いたします。



交通安全帽子を寄贈していただいたJA 稲敷農業協同組合の根本代表理事組合長（写真中）



防犯ブザーを寄贈していただいた常陽銀行竜崎支店の松崎支店長（写真左）

かわち学園児童がジャガイモの植え付けを行いました

3月4日（月）、かわち学園東側の畑で、5、6年生の児童が、長竿地区農地を考える会と同地区シニアクラブのみなさんからのご指導をいただきながら、ジャガイモの植え付け作業を行いました。

児童たちはみんなで協力し合い、楽しく作業を行っていました。

これからジャガイモがたくさん大きく育ち、収穫するのが楽しみです。



善意のご寄附（追記）

先月号（令和6年3月号（NO.660））にてご紹介しました篠原佳治氏（源清田）からの寄附については、消防団員であったご子息がお亡くなりになり、公益財団法人日本消防協会から給付された遺族援護金について全額寄附をいただいたものです。

あらためてまして、ありがとうございました。

令和6年度 中央公民館サークルのご案内

*お申込み・お問合せは、各サークルへ直接お願いします。

| No. | サークル名 | 講師名 | 代表者名 | 申込先 | 電話番号 | 活動日時 | 場所 | 参加費等 | 活動紹介 |
|-----|-------------------|--------|--------|--------|------------------------------|---|---------------|--|--|
| 1 | 絵てがみひまわりの会 | 鈴木 久枝 | 栗山 正子 | 佐川 育子 | 0297-84-2450 | 第2火曜日 13:30~15:30 | 改善センター 農事研究室 | 無料 | 町の文化祭に出品する事を目標に楽しく描いています。 |
| 2 | 大人のピアノ教室 | 久積 和香子 | 真仲 裕子 | 代表者 | 090-6032-3461 | 第1火曜日 9:30~12:00 | 改善センター 多目的ホール | 年額 1,000円 月額 1,000円 | 大人の初心者向けピアノサークル♪講師の指導を受け、自主練習もあります。発表会も予定。 |
| 3 | 民謡クラブ | 古澤 宗勝 | 鴻巣 眞江 | 代表者 | 0297-84-3370 | 第1・2・4水曜日 13:30~15:30 | 改善センター 農事研究室 | 月額 3,000円 | 民謡大会、地区コンクール大会、全国大会、かわちドリームフェスティバル等へ出演しています。 |
| 4 | 篠笛(五本調子) | 澤邊 広 | 池田 直子 | 代表者 | 090-3965-3787 | 第3水曜日 19:30~22:00 | 改善センター 農事研究室 | 無料 | やりたい気持ちさえあれば、年齢・初心者・肺活量など全然気にしないで!! 気軽な気持ちで来てね。 |
| 5 | 茶道表千家 | 青野 富美子 | 青野 富美子 | 代表者 | 0297-86-3912 | 第1・2・3水曜日 15:00~21:30 | 自宅 | 月額 3,000円 | 伝統文化にふれ、季節の移ろいを感じ、日々楽しんでお稽古しています。お茶会を年数回開催しています。 |
| 6 | かわち俳句会 | * | 石毛 節子 | 代表者 | 0297-84-4002 | 毎月初旬 13:00~15:30 | 改善センター 農事研究室 | 年額 5,000円 | 定例俳句会(毎月)、句集かわち俳句の作成・配布、吟会、かわちドリームフェスティバルへの出展をしています。 |
| 7 | 古典音読 | 熊木 恒夫 | 熊木 恒夫 | 代表者 | 0297-84-2840 | 第3火曜日 10:00~11:30 | 改善センター 農事研究室 | 無料 | 「老子」の現代語訳文と訓読文を音読する。 |
| 8 | ペン習字同好会 | 高司 慎二 | 高司 慎二 | 代表者 | 029-841-8920 | 第2・4水曜日 10:00~12:00 | 改善センター 農事研究室 | 月額 3,150円(教本代含む) | 毎月の課題の練成により、クセ字が美文字に変わります。段・級の認定制度もあります。 |
| 9 | ハンドメイドアクセサリーサークル | 堀 真弓 | 堀 真弓 | 代表者 | 090-5394-5722 | 第3日曜日 9:30~12:00 | 改善センター 農事研究室 | 【参加費】 毎月 1,000円 【材料費】 毎月 1,000円 ~ 3,500円 | ビーズやお花、キラキラなものが好きな方、一緒にハンドメイドを楽しみませんか。 |
| 10 | 手芸教室 | 光野 弘美 | 光野 弘美 | 代表者 | 090-4523-6741 | 第3木曜日 19:00~21:00 第2土曜日 14:00~16:00 | 改善センター 農事研究室 | 毎回 500円 | がま口や手編みなどを作っています。1人1人自分のペースで作品作りを楽しんでいます。 |
| 11 | パンフラワーサークル | 林 孝子 | 岩橋 よし子 | 講師 | 029-859-7066 | 第2・4水曜日 18:30~21:00 | 改善センター 農事研究室 | 月額 4,000円 | 花・盆栽・アクセサリー等を樹脂粘土で作ります。指先を使うのでポケ防止になりますよ。 |
| 12 | 押し花サークル花想い倶楽部 | 大塚 真理 | 大塚 真理 | 代表者 | 090-3149-4969 | 第3火曜日 10:00~16:00 | 西共同利用施設 洋室 | 月額 1,200円 | 花を通して月2回語りあひながら、作品作りをしています。 |
| 13 | 和のお作法 | 林 雪子 | 海老原 清江 | 講師・代表者 | 0297-84-3794 0297-84-2710 | 第3水曜日 13:30~15:30 | 改善センター 農事研究室 | 月額 1,000円 | 美しいあなたを作る作法と着物着付け教室! 楽しく習って着物でお出かけしてみませんか? |
| 14 | 健康マージャン同好会 | * | 宮本 誠一 | 代表者 | 0297-86-2452 | 第1・3火曜日 13:00~17:00 第2・4金曜日 9:00~12:00 | 改善センター 農事研究室 | 年額 1,000円 | 月4回の定例会と年2回大会を行い、マージャンを楽しんでいます。 |
| 15 | エコクラフト教室 | 大野 明子 | 大野 明子 | 代表者 | 080-1058-6935 | 月~金曜日 9:30~11:30 | 自宅 | 毎回 1,200円 | 再生紙、エコクラフトテープでバッグ、かご、小物等、手作りしています。 |
| 16 | おいしい料理教室 | 植竹 恵美子 | 植竹 恵美子 | 代表者 | 090-2430-5461 | 第3水曜日 9:30~13:00 | つつみ会館 | 月額 1,100円(食材費含む) | レンチン料理やワンパン料理、新しいレシピを取り入れ、みんなで楽しく作りましょう。 |
| 17 | 男子ごはん2024 | 植竹 恵美子 | 植竹 恵美子 | 代表者 | 090-2430-5461 | 第1水曜日 9:30~13:00 | つつみ会館 | 月額 1,100円(食材費含む) | 「料理を作ってみよう」というやる気のある方。お仲間入りませんか? |
| 18 | てるてるヨガinかわち | 野口 照代 | 遠路 寿子 | 代表者 | 080-6585-2946 | 第1・3金曜日 10:00~12:00 | つつみ会館 | 年額 24,000円 | 皆で和気あいあいと凝りをほぐして全身軽やかに気分もリフレッシュして快適な日々を過ごしましょう。 |
| 19 | ヨガ同好会 | 佐藤 スミ恵 | 佐藤 スミ恵 | 代表者 | 029-872-6278 | 毎週水曜日 19:30~21:00 | 西共同利用施設 集会室 | 月額 3,000円 | ヨガは心のやすらぎを得る最良の方法です。緊張と弛緩があれば自然に体がリラックスします。 |
| 20 | 楽々健康ヨガサークル | 飯田 美穂 | 飯田 美穂 | 代表者 | 090-7279-1564 | 第2・4土曜日 10:30~11:30 | 西共同利用施設 集会室 | 毎回 1,000円 | 50代、60代からのヨガ。少し運動、少し休憩をして新しい運動習慣をつくりましょう! |
| 21 | かわちリラクゼーションフィットネス | 伊藤 てるみ | 櫻井 三恵子 | 講師 | 090-6005-6780 | 第2・4金曜日 13:30~14:45 | 改善センター 多目的ホール | 月額 1,000円 | マッサージ・ストレッチ・ヨガピラティスを取り入れ、心身のリラクゼーションを行います。 |
| 22 | かわち太極拳 | 加藤 敏江 | 加藤 敏江 | 石山 榮乃 | 090-2567-3063 | 毎週火曜日 13:30~15:30 | 改善センター 多目的ホール | 月額 1,000円 | 長いマスク生活で浅い呼吸になっています。ゆっくりな動作で深い呼吸を取り戻しませんか。 |
| 23 | 健康麻将かわちウェルネス会 | 後藤 公郎 | 後藤 公郎 | 代表者 | 090-1451-7415 | 毎週木曜日 9:00~16:00 | 改善センター 農事研究室 | 年額 1,000円 | 優しいルール・マナー。初心者も経験者も気軽にどうぞ! 見学大歓迎! |

【AEDを新規に設置しました】

河内町では、主に公共施設等にAED(自動体外式除細動器)を設置してきましたが、AEDの設置されていない地区を中心に、新たに誰もが24時間使用可能な屋外にAEDを設置しました。

早い通報・はやいAED(電気ショック)が大切な命を救います。

※心肺蘇生法と組み合わせてAEDを使用することでより救命率が向上します。

自信をもって行うために、自主防災組織や地区で消防署の指導を受けましょう。

※AED講習会のご相談は、龍ヶ崎消防署新河分署または役場総務課へ



[屋外壁掛型AED収納ボックス]



[屋外スタンド型AED収納ボックス]



【新規AED設置箇所】

| 設置場所名 |
|-----------------|
| ① 第1共同利用施設 |
| ② 大徳鍋子新田集会所 |
| ③ 第5共同利用施設 |
| ④ 第5分団第2小隊消防団詰所 |
| ⑤ 十平田園都市センター |
| ⑥ 水道管理事務所 |

【河内町AED設置状況】

| | |
|------------------|-------------------|
| ① 河内町役場本庁舎ロビー | ⑪⑫ かわち認定こども園 |
| ② 河内町公用バス | ⑬ かわち学園(職員室) |
| ③ セブンイレブン茨城河内長竿店 | ⑭ かわち学園(体育館) |
| ④ ミニストップ役場前店 | ⑮ 農村環境改善センター |
| ⑤ ミニストップ金江津店 | ⑯ 生板体育館(旧生板小学校) |
| ⑥ 農業者トレーニングセンター | ⑰ みずほ分庁舎 |
| ⑦ 長竿上組集会所 | ⑱ かわち夢楽 |
| ⑧ 福祉センター | ⑲ 河内体育館(旧河内中学校) |
| ⑨ つつみ会館 | ⑳ 金江津体育館(旧金江津中学校) |
| ⑩ 保健センター | ㉑ 西共同利用施設 |

◆問合せ先 総務課 ☎ 84-6979

地域密着型特別養護老人ホーム 梶の郷にて、

令和6年度も『認知症予防カフェ』を開催します。

このカフェは、若年性認知症を含む認知症の人およびその家族、認知症を予防したいと思う地域住民などをはじめ、「誰もがくつろげる自由なカフェ」となっております。ご近所やお友達とお誘い合わせの上、お気軽にお越しください。

なお、ご希望の方は認知症の個別相談を行いますので、お気軽にご相談ください。

◆参加費：無料 ◆申込：事前に施設へ電話連絡の上、お越しください。

| 月日 | 時間 | 内容 | 定員 |
|-----------|---------------|---|--|
| 4月23日(火) | 13:30 ~ 15:30 | 宮本病院(専門職)による講話がおこなわれる日もあります。  | 20名  |
| 5月28日(火) | | | |
| 6月25日(火) | | | |
| 7月23日(火) | | | |
| 9月24日(火) | | | |
| 10月22日(火) | | | |
| 11月26日(火) | | | |
| 3月25日(火) | | | |

地域密着型特別養護老人ホーム 梶の郷 (担当: 橋本) ☎ 84-1686

在宅医療・介護連携推進事業

“「本当の介護予防」を考える”の講習会が開催されました。

介護予防のカギとなる「フレイル」について学び、自分らしく生きる方法の見つけ方について2月27日(火)つつみ会館にて講習会が行われました。在宅医療とは、生活の場である自宅で診療や治療を行うことを言います。今回は、出来る限り自宅で生活していくために、「お口の専門家」歯科衛生士の飯野智美先生と、「体の専門家」理学療法士の林俊人先生からご講話いただきました。



【飯野先生より】お口の機能低下は全身の老化に繋がる為、早めの対策が必要。飲み込みを助けるための唾液腺マッサージを伝授。噛む力を鍛える為に最初の一口だけでも30回噛む、歯磨き時によくぶくうがいを30秒行いましょう。

【林先生より】体と心は大きく影響しており、一人で黙々と運動するよりみんなでわいわい軽い運動をする方が効果は大きい。誰かとつながっている事が介護予防になる。週に1回以上を目標に積極的に外へ出るようにしましょう。

【参加者の方より】「参加してよかった」、「わかりやすく楽しかった」、「みんなとおしゃべりすることがいいのね!」などの感想をいただきました。

自分でできることは続けながら、人と楽しむ時間を増やしていく事が介護予防に繋がることがわかりました。誰かと関わりを持つことを心がけて楽しい毎日を過ごしましょう。

◆申込・問合せ先 地域包括支援センター ☎ 60-4071

「若者の初めての一人暮らし」消費者トラブルにご注意!

若者が新生活を始める春、一人暮らしを始める人も増えていますが、これまで経験したことのない契約を自分ですることになり、いろいろな消費者トラブルにも巻き込まれやすくなります。

18歳、19歳の若者も大人として契約ができることになっています。不利な契約をしないように気をつけましょう!

【初めての一人暮らしで気をつけてほしい5大消費者トラブル】

- 退去時の原状回復など「アパートなどの賃貸借トラブル」
➡契約時：契約書をよく読んで、アパートに以前からある傷や汚れなどを写真撮影し、証拠を残す!
退去時：清算内容や清算金が納得できないときは貸主に説明してもらおう!
- 引越しや不用品回収などの「引越し関連トラブル」
➡契約時：約款をよく読み、引越し完了後はすぐに荷物を確認する!
不用品回収は住所地の役所に回収を依頼!
- 新生活をねらった「訪問販売トラブル」
➡訪問されたその場ですぐの契約はしないで、身近な人に相談を!
訪問販売はクーリング・オフ(契約解除)できる場合もあり!
- 気をつけたい「もうけ話トラブル」
➡最初にクレジットカードなどで借金をしてまで副業や投資を始めない!
簡単にかせげるとの勧誘やうまい話にはご注意ください!
- スマホやネット回線など「通信契約トラブル」
➡「安くなる」との電話勧誘などは注意して、書面で料金やサービスプランを確認!
転居時にネット回線を変更する際にも、契約条件などを比較して!



トラブル防止のポイント!

■契約時 ・契約書類の記載内容をよく読み、疑問点は質問してみましょう。また保護者や周囲の人、友人に相談してから契約するようにしましょう。

■クーリング・オフ ・訪問販売で契約した場合は、特定商取引法に定める書面を受け取った日から8日以内なら、はがき等でクーリング・オフ(契約解除)を申し出ることができます。8日以内というのは、例えば水曜日に契約したら翌週の水曜日の消印まで有効ということです。証拠を残すために特定記録郵便で出しましょう。

クーリング・オフ期間を過ぎても解約できる場合がありますので、ご相談ください

困ったときには、1人で悩まずお早めにご相談ください

参考：国民生活センター、消費者庁のホームページ、くらしの豆知識

◆問合せ先 まちづくり推進課 消費生活相談係 相談日：火曜日、木曜日 9:30~16:30 (12:00~13:00除く) ☎ 84-6976

食育だより VOL.148
 ~こころとからだを育む食育~
「高血圧に気を付けよう」
 ◆ 問合せ先 保健センター ☎ 84-4486

日本人の3人に1人が高血圧と言われ、高齢化が進み、その数は今後ますます増加する可能性があります。高血圧は自覚症状がほとんどないため、つい見過ごしがちです。そのままにしておくと深刻な病気を引き起こす原因になりますので、注意が必要です。



●高血圧は沈黙の病気

3大生活習慣病の原因をみると、がんを除く心疾患と脳血管疾患の共通の原因に高血圧があります。高血圧はサイレント・デジーズ（静かなる病気）と呼ばれ、自覚症状がないまま進行します。高血圧の予防には塩分の過剰摂取を中心とした食生活を見直し、生活習慣を改善することが大切です。

「3大生活習慣病」とは、がん（悪性新生物、上皮内新生物）、心疾患（急性心筋梗塞、狭心症、心不全など）、脳血管疾患（脳梗塞、脳内出血、くも膜下出血など）

●今日から実践予防のポイント

1. 塩分の多い食事を控えましょう。
2. 標準体重を守ろう。
3. 禁煙しましょう。
4. 十分な睡眠をとりましょう。
5. 血圧を記録しましょう。
6. 野菜や果物を食べましょう。
7. アルコールは定量にしましょう。
8. 適度に運動しましょう。
9. 寒暖の差に注意しましょう。



やってみよう！減塩天然だし



市販の顆粒だしや液体だしには塩分が含まれているので、自家製の天然だしを作っておくのがおすすめです。ポットに水700ml、昆布5cm角、煮干し15gを入れて、一晚冷蔵庫に入れておくだけで、簡単に天然だしが作れます。冷蔵庫で3日程度保存ができるので、作り置きにも便利です。ひと手間かけて、うまみを味わえる自家製の天然だしを、積極的に利用しましょう。

高血圧でなくても、収縮期血圧 130 mmHg 以上の人は注意が必要です。

| 分類 | 診察室血圧 | | 家庭血圧 | |
|---------|---------|----------------|---------|----------------|
| | 収縮期血圧 | 拡張期血圧 | 収縮期血圧 | 拡張期血圧 |
| 正常血圧 | < 120 | < 80 | < 115 | < 75 |
| 正常高値血圧 | 120-129 | < 80 | 115-124 | < 75 |
| 高値血圧 | 130-139 | < 80-89 | 125-134 | かつ / または 75-84 |
| I度高血圧 | 140-159 | < 90-99 | 135-144 | かつ / または 85-89 |
| II度高血圧 | 160-179 | < 100-109 | 145-159 | かつ / または 90-99 |
| III度高血圧 | ≥ 180 | かつ / または ≥ 110 | ≥ 160 | かつ / または ≥ 100 |



保健センターだより

带状疱疹ワクチン任意予防接種費用の一部助成を開始します

河内町では、带状疱疹の発症や重症化を予防するためにワクチン接種を希望される方の経済的な負担を軽減するため、接種費用の一部助成を開始します。

带状疱疹ワクチンの予防接種は、現時点では予防接種法で定める接種ではなく、自己の判断と費用負担による任意接種となっております。予防接種には、副反応が起こる可能性もありますので、接種を受ける際は、医師と相談の上、ご検討ください。

対象者 ○ 次の3項目すべてに当てはまる方が助成の対象です。

1. 接種日と申請日に河内町に居住しており、住民登録がある方
2. 接種日にワクチン接種の対象年齢であること（下表★対象年齢参照）
3. 令和6年4月1日以降に接種し、接種終了日より1年以内の方

助成額等

- 助成額…1回につき接種に要した費用の2分の1 ※上限 12,000 円 (10 円未満の端数は切り捨て)
- 助成回数…不活化ワクチンは2回まで、生ワクチンは1回のみ ※生涯にいずれか一方のみの助成です

助成を受ける流れ

- 1 医療機関に予約をし、接種を受け、接種費用を全額医療機関にお支払いください。接種費用は自由診療にあたりますので医療機関により異なります。その際、領収書・明細書等を必ず受けとってください。申請には、接種した方の氏名、予防接種の種類、接種年月日、金額が記載されている領収書・明細書等が必要です。
- 2 河内町任意予防接種（带状疱疹等）助成金請求書に記入、捺印し、提出してください。申請に必要なもの…認印、領収書・明細書等、振込先口座の通帳等、免許証など申請者の身分証明になるもの
- 3 申請内容が適正と確認できた場合助成金が指定口座に振り込まれます。

带状疱疹ワクチンについて

厚生労働省ワクチン分科会資料等による

| 種類 | 不活化ワクチン | 生ワクチン |
|--------|--|--------|
| ★対象年齢 | 50 歳以上または带状疱疹に罹患した場合のリスクが高いと医師が判断した 18 歳以上 | 50 歳以上 |
| 接種回数 | 2回 | 1回 |
| 持続性 | 9年以上 | 5年程度 |
| 発症予防効果 | 96.6% | 69.8% |
| 費用 | 4～5万円程度（2回の合計額） | 1万円程度 |

保健センターでは、一年を通して健康相談・食事指導を行っています
 保健師等が不在の場合がありますので、ご希望の方は事前にお電話ください

例えばこんな相談ができます！

- 健診・検査結果に関すること
- 医療機関に通っているけど、医師に「食事を気をつけて」「まだ薬は出さないけど、生活に気をつけて」と言われたが、どのように気をつけたいのか分からない
- 健康に気をつけているつもりだが、年々数値が悪くなっている。どうすれば？ など

◆ 問合せ先 保健センター ☎ 84-4486



行政書士による無料相談 (要予約)

- ◆日時 4月20日(土) 午前10時から正午まで
- ◆会場 河内町農村環境改善センター 農事研究室
- ◆内容 相続や遺言、農地法の許可、その他各種行政手続きに関する疑問、お悩みについてアドバイスいたします。※予約は、3日前の午後5時まで
- ◆予約・問合せ先 茨城県行政書士会県南支部
☎ 090-8582-5821 (飯塚)

あなたの能力や経験を シルバー人材センターで活かしてみませんか

河内町にお住いの概ね60歳以上の方で、健康で働く意欲のある方ならどなたでも入会できます。センターの趣旨やしくみをご理解のうえ入会していただいておりますので、お気軽にお問い合わせください。

配分金(草刈りの場合)
草刈り(1時間 1,500円消耗品・燃料費含む)
就業時間9:00~16:00(1日)
1,500円×6時間=9,000円

- ◆入会にあたって
会費を納入していただきます。(年額2,000円)
- ◆問合せ先 河内町シルバー人材センター
☎ 84-5455

龍ヶ崎地方家族会(ピア・かたつむり) 定例会の開催について

- ◆日時 6月1日(土) 午後1時30分から3時30分
- ◆会場 龍ヶ崎市市民活動センター・大会議室
- ◆内容 家族の中に精神障害の当事者を持つ父母や兄弟などが集り、毎月1回「家族を支える会」を開催しています。お気軽にお立ち寄りください。
- ◆問合せ先 竹之内(家族会) ☎ 090-1614-2371

4月の納税等

固定資産税 (1期) 納期限は
介護保険料 (1期) 4月30日です。
※納税等は、便利な口座振替をご利用ください。

町長の動静

～3月の主な行事～

- 1日 庁議
龍ヶ崎済生会病院内覧会
- 2日 消防団小隊長会議
- 3日 スポーツパークかわち竣工式
- 4日 水道運営審議会
- 6日 社会福祉協議会理事会
- 7日 議会定例会(15日まで)
- 11日 かわち学園卒業証書授与式
- 12日 交通安全帽子贈呈
(JA稲敷農業協同組合から)
- 18日 防犯ブザー贈呈
(常陽銀行竜崎支店から)
竜ヶ崎警察署長来庁
- 19日 稲敷広域消防本部消防長来庁
- 21日 高砂環境整備委員会
田沼多喜男生涯学習等基金審議会
- 23日 かわちこども園卒園式
- 24日 龍ヶ崎市市制施行70周年記念式典
- 25日 かわちドリームフェスティバル実行委員会
- 27日 輪投げ・ペタンク競技会
出荷者協議会役員会
- 29日 退職者辞令交付式
教職員辞令交付式
竜ヶ崎警察署長来庁

スローガン: 急いでも 見逃さないで 小さな手

春の全国交通安全運動

4月6日(土)から15日(月)

【運動の重点】 (1) こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
(2) 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
(3) 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

河内町 子育て支援センター おひさまからの おしらせ

◆問い合わせ 福祉課
☎ 84-6982
担当 篠田・荒井

「お友だちが近くにいないの!」「ママ友がほしい!」「遊ぶ所がない!」と悩んでいる方、遊びに来てください!初めての利用者様も大歓迎です。みんなで子育ての輪を広げましょう。
お部屋に入る前に、手・指の消毒をお願いしています。
マスクの着用は、個人(お子さんの着用は保護者)の判断とします。

4月より場所が、旧かわち認定こども園に変わりました。
月～金曜日、週5日開設しています。
是非!遊びに来てください。

5月の予定

| 日 | 曜日 | イベント・スケジュール |
|----|----|----------------|
| 1 | 水 | 自由遊び |
| 2 | 木 | |
| 7 | 火 | |
| 8 | 水 | |
| 9 | 木 | |
| 10 | 金 | ぐりぐらのおはなしなあ～に? |
| 13 | 月 | |
| 14 | 火 | |
| 15 | 水 | |
| 16 | 木 | |
| 17 | 金 | 自由遊び |
| 20 | 月 | |
| 21 | 火 | |
| 22 | 水 | |
| 23 | 木 | |
| 24 | 金 | 作って遊ぼう!足形アート♡ |
| 27 | 月 | |
| 28 | 火 | |
| 29 | 水 | |
| 30 | 木 | |
| 31 | 金 | あかちゃんひろば |

利用時間・持ち物

- ・月～金曜日(予約不要)
- ・ (祝日・お盆休み・年末年始の休みを除く)
- ・ 時間: 午前9時30分から午後2時30分まで
- ・ 対象: 0歳～就学前のお子様と保護者
- ・ 持ち物: 着替え、水筒(飲み物)など
- ・ ごみ、オムツは持ち帰りをお願いします。

5/15(水) 【おはなしなあ～に?】 (ぐりぐらさんのおはなし会)

ぐりぐらおはなし会の方をお招きしてお話を聞きます。大型絵本や紙芝居、手作りのしかけのあるペープサートなど趣向を凝らした内容になっています。今回はどんなお話かな?親子で笑顔になれる時間を増やしませんか?
時間: 午前10時30分から11時くらい

5/29(水) 【作って遊ぼう!足形アート♡ 可愛い小鳥♪】

小鳥はとっても歌が好き～♪
可愛い足形をペタン!
世界で一つだけのオリジナルの可愛い小鳥を作りましょう。
令和6年の記念にぜひ♡
出来上がったアートは、おうちに飾ってくださいね。
時間: 午前10時30分から

5/31(金) 【あかちゃんひろば】

すくすく成長してるかな?
身長、体重を測ってもらいましょう!
時間: 午前10時30分から11時まで
持ち物: 計測用のタオル、またはバスタオル

(場所) 移転しました。

←龍ヶ崎市 河内町役場 公園 GS 稲敷市→

(旧かわち認定こども園) 子育て支援センター

河内町子育て支援センター「おひさま」
住所: 河内町源清田5244
(旧かわち認定こども園)
電話: 080-7722-2670